

農業分野から排出されるプラスチック をめぐる情勢

令和 8 年 3 月

農林水産省

農産局園芸作物課

プラスチック資源循環に関する動き

- 海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的な資源循環体制の強化が必要。

2019年5月

バーゼル条約改正 決定

プラスチック資源循環戦略 策定

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定



2019年6月

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 共有(G20)

2020年

循環経済ビジョン 2020 取りまとめ

プラスチック製レジ袋の有料化 開始

2022年4月

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行

2024年8月

第五次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定

2024年10月

FAO農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン(VCoC) 任意の活用を決議

<プラスチック資源循環を巡る近年の動き>

✓ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(2021年6月11日成立・2022年4月施行)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにかかわるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進。

✓ 第五次循環型社会形成推進基本計画

(2024年8月2日閣議決定)

循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。

✓ FAO農林水産分野における持続可能なプラスチック使用に関する自主ガイドライン(VCoC)(2024年10月発表)

農林水産分野でのプラスチック使用に関する推奨事項をまとめたガイドライン。2024年10月のFAO農業委員会において、各国関係者による任意の活用を決議。

✓ プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)(交渉中)

2022年の国連環境総会の決議に基づき、プラスチック汚染に関する条約を策定中。2025年8月、第5回政府間交渉委員会再開会合(INC5.2)が開催され、交渉は継続中。

※園芸分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢をもとに、農業環境対策課で作成
なお、青字は国際的な動き、赤字は国内の動きを表す。

我が国全体のプラスチックの利用、排出、処理の状況

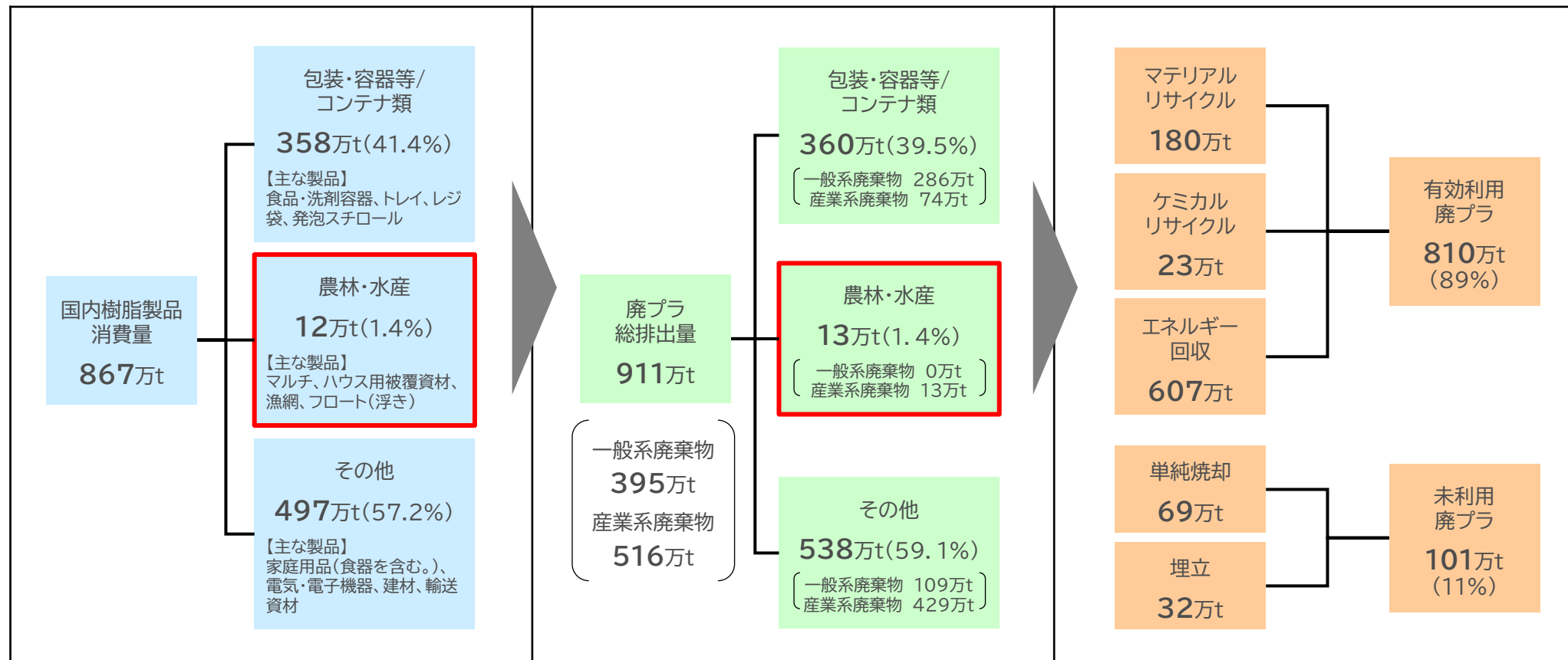
- 我が国の廃プラスチック総排出量は約911万t（2024年）であり、そのうち農林水産分野からの排出量は約13万t（1.4%）で前年と同程度。
- 有効利用された廃プラ量は810万tであり、有効利用率は89%と前年と同程度。

■ プラスチックのマテリアルフロー図

樹脂製造・製品加工・市場投入段階

排出段階

処理処分段階



農畜産業分野から排出されるプラスチック類

- 農畜産業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがある。

■ 農畜産業分野で使用するプラスチック製品の例



鉄骨ハウス（ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム）



パイプハウス（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



トンネル（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



マルチ（ポリオレフィン系フィルム）



べたがけ（ポリオレフィン系フィルム）



育苗トレイ（その他プラスチック）



ポット（その他プラスチック）



サイレージラップ（ポリオレフィン系フィルム）



被覆肥料（その他プラスチック）



発泡スチロール（その他プラスチック）



農薬容器（その他プラスチック）

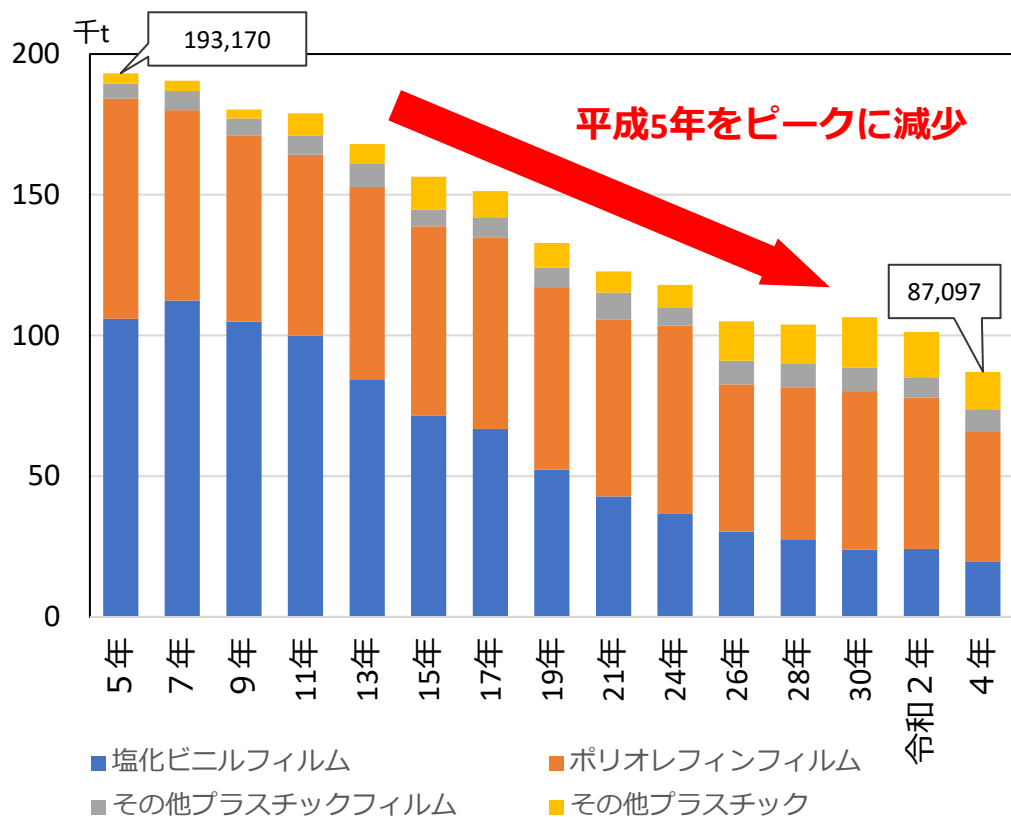


肥料袋、フレコン（その他プラスチック）

農業由来の廃プラスチックの排出及び処理の状況

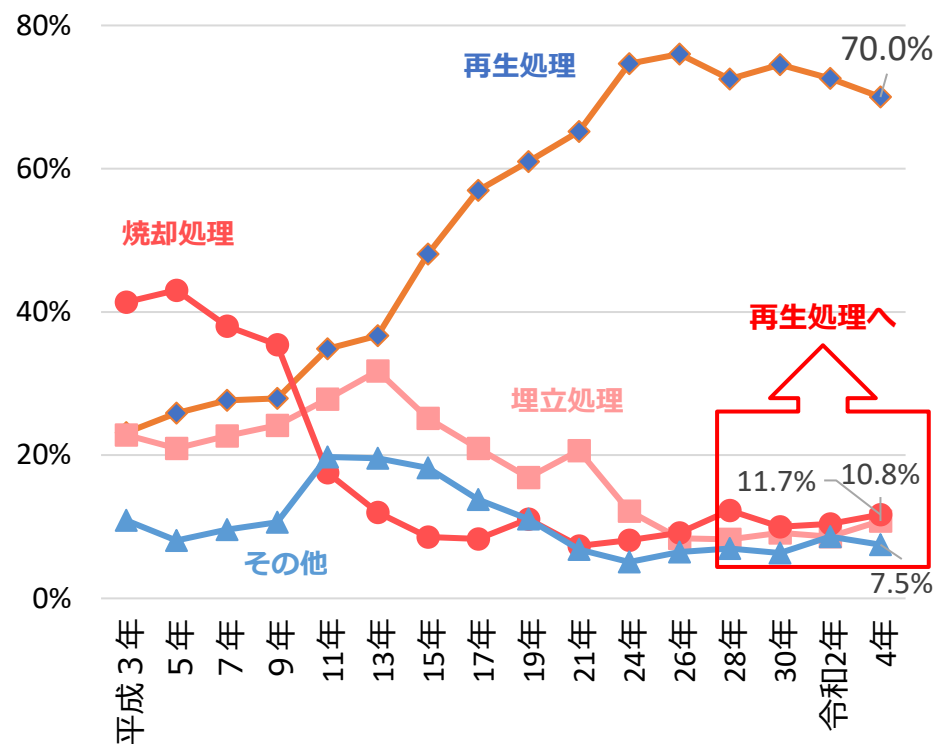
- 農業由来の廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上等により全体的には減少傾向にある。
- 農業由来の廃プラスチックは、産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）、その処理方法は、平成5年には焼却が一番多かったが、令和4年の再生処理の割合は70.0%と平成24年以降70%台で推移。

■ 農業由来の廃プラスチックの排出量の推移



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

■ 農業由来廃プラスチックの処理方法の推移

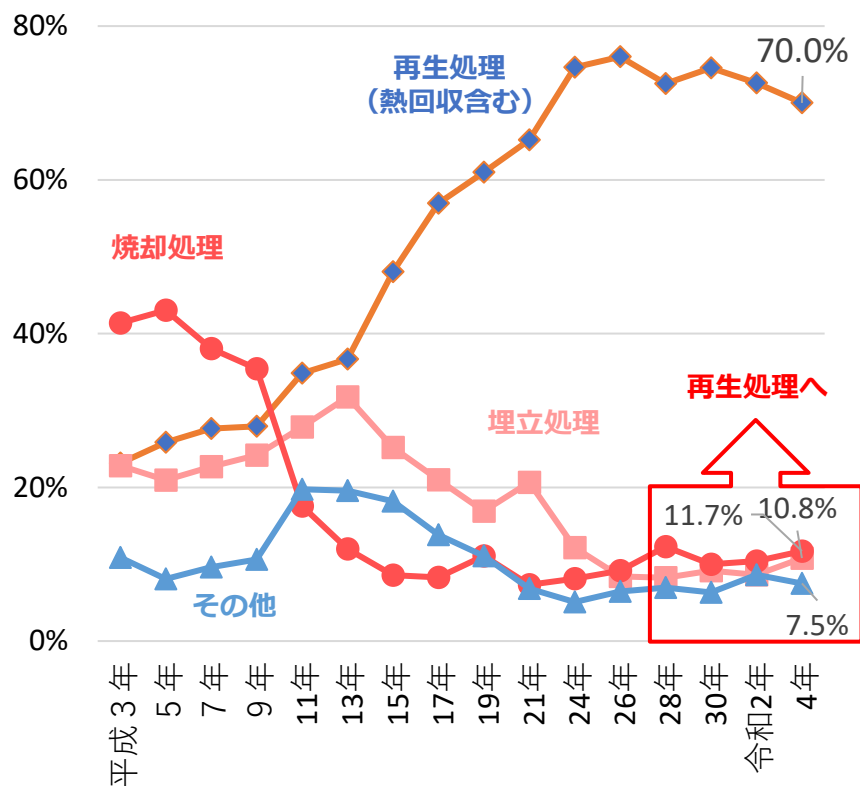


資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2022年）

農業由来の廃プラスチックの再生利用

- 塩化ビニルフィルム及びポリオレフィン系フィルムとも再生処理割合(熱回収を含む)は7割を超えるが、埋立や焼却処理から再生処理への移行が課題。
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、熱回収が中心。(「熱回収」:廃棄物の焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収すること。)

■ 農業由来廃プラスチックの処理方法の推移



資料:農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」(2022年)

■ 再生処理の割合(熱回収を含む)

項目	排出量(t)	再生処理量(t)	再生処理割合
塩化ビニルフィルム	19,768	14,517	73.4%
ポリオレフィン系フィルム	46,217	35,580	77.0%

■ 再生処理の事例(熱回収を含む)

方法	内容	農ビ	農ポリ
マテリアルリサイクル	再生利用	国内 ○ (床材等)	△ (再生マルチ等)
		輸出 ○ ペレット化して	○
ケミカルリサイクル	高炉還元材	2012年12月 JFE受け入れ 中止	農業用廃プラは処 理されていない
	ガス化・油化	ほぼなし	△
熱回収	RPF等	ほぼなし	○

資料:農業用フィルムリサイクル促進協会

農業由来の廃プラスチックの再生利用の例

塩化ビニルフィルム(農ビ)の事例

ほぼ100%マテリアルリサイクル。建築・土木資材、産業資材として使われてきたが、製品を作る工場の海外移転、競合品の上市などにより、国内の主用途は床材の中間層用。



床材

ポリオレフィン系フィルム(農ポリ・農PO)の事例

農ポリ、農POの国内用途は熱回収が多い。一部はマテリアルリサイクルされており、パレット、擬木、建築土木資材などに利用。また、セメント工場では補助燃料として利用され、灰はセメント材料として活用。

農ビ・農ポリとも、破碎洗浄後の再生原料は国内だけでなく、輸出され、輸出先で成形・製品化されている場合がある。



熱回収



固形燃料(RPF等)

資料: 株式会社岩井化成ホームページ

ポリオレフィン系フィルム(農ポリ・農PO)の再生に向けた新たな取組

<マテリアルリサイクル>

○再生マルチ

廃農ポリや廃農POを原料に用いて、マルチとして再生化。市販化されている商品もある。



再生マルチ

資料: 大倉工業株式会社ホームページ

○アスファルト舗装

(株)成田美装センター(福岡県大牟田市)が廃農ポリをアスファルト舗装材料として利用。今後本格的な実用化に向け、研究や実証試験を継続中。



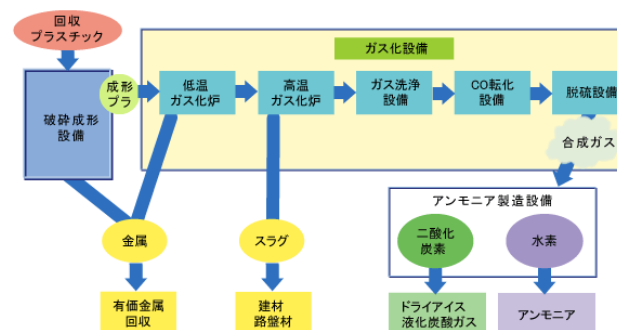
舗装した道路

資料: 福岡県ホームページ

<ケミカルリサイクル>

○ガス化

(株)レゾナック 川崎工場(神奈川県)では廃農ポリのケミカルリサイクル(ガス化)の実現性を確立するため、協議会から廃農ポリを利用した実証試験を継続中。



ケミカルリサイクル(ガス化)工程

資料: 株式会社レゾナックホームページ

農業由来の廃プラスチックの課題

- 農業由来のプラスチックは、植物残渣など異物の混入、土等による汚れ、直射日光による劣化などにより、再生利用が困難なものも存在。また、農業者は一般に零細で、発生地域の分散、排出時期の偏りなどの課題も存在。
- 課題解決のため、新たな再生処理技術や排出量の抑制や値上げを抑制するための排出時の工夫などの取組を進める必要。

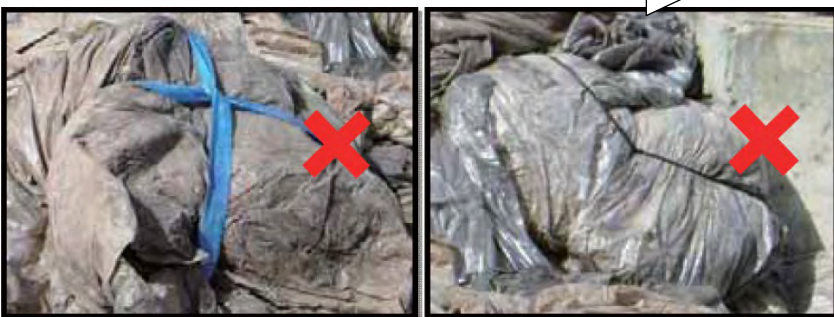
■ 再生利用が困難な農業由来の廃プラスチック

洗浄技術又は汚れたままでの再生処理技術が必要



汚れたマルチ（茶色の部分が土）

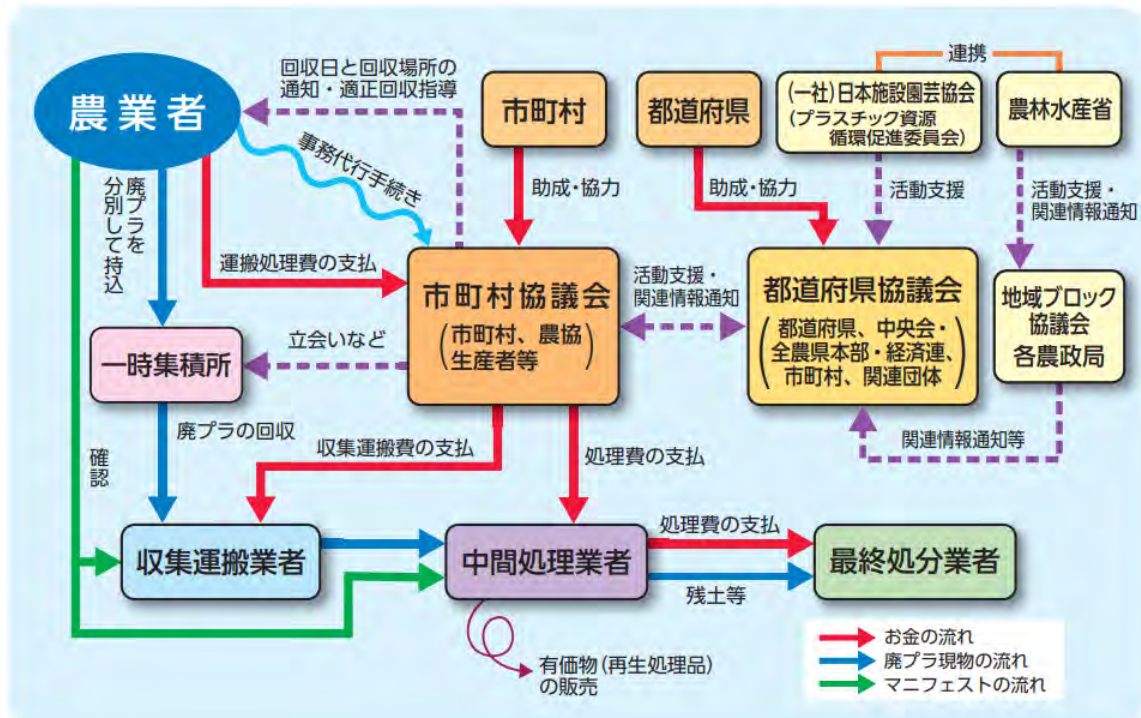
分別の徹底



異なる素材（農ビと農ポリ）が混ざっている

■ 適正処理推進のための組織

農業用廃プラ集団回収・経費徴収システム図



資料：日本施設園芸協会「〈農業用廃プラスチック〉適正処理・資源循環促進のご案内」

耐久性強化製品の使用による排出量抑制効果（試算）

- 園芸用ハウスの被覆資材について、耐久性を強化した製品に切り替えることにより、排出量を大幅に削減することが可能。
- 耐久性強化製品の価格は一般製品と比べて高いものの、単年度でみた場合の償却費は低下するほか、張り替え費用も抑制。
- 特に、5年以上の中長期展張製品では排出量の抑制効果大。

		耐久性	製品価格比較	単年度償却費比較	単年度排出量比較
農ビ	一般製品	1年使用	110	110	100 (毎年交換)
	耐久性強化製品	3年使用	140	47	33 (3年毎に交換)
農PO (ポリオレフィン系)	一般製品	1年使用	100	100	100 (毎年交換)
	耐久性強化製品 (中長期展張)	5年使用	250	50	20 (5年毎に交換)

排出量抑制効果
大

(資料) メーカーからの聞き取りを基に作成。

(注) 1 製品価格及び単年度償却費の比較は、農POの一般製品を100とした場合の指数で表している。

2 単年度排出量の比較は、耐久性が1年の製品を100とした場合の指数で表している。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装

取組・
技術

2020年 2030年 2040年 2050年

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

2 個々の技術の研究開発・実用化・社会実装に向けた工程表

(1) 2050年までの技術の工程表

2 イノベーション等による持続的生産体制の構築

②機械の電化・水素化等、資材のグリーン化

(関係部分抜粋)

技術・取組の内容	貢献する分野	タイムライン				
		2020	2025	2030	2040	2050
耐久性等に優れた生分解性生産資材（マルチ資材、ハウス被覆資材、被覆肥料、サイレージ用のフィルム等）の開発・普及	温室効果ガス削減 プラスチック廃棄物削減	<p>既存技術の社会実装</p> <p>研究開発</p> <p>実証</p> <p>社会実装</p>				

【定義】○研究開発：技術の研究～開発段階 ○実証：普及に向けた調整段階 ○社会実装：社会に広く普及する段階

地球温暖化対策（ゼロエミッション化）

目標

ゼロエミッション化のための排出源対策として、

- ・**園芸施設**について、**2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行**。
- ・新たに販売される主要な**農業機械**について、蓄電池・燃料電池や合成燃料等のイノベーションも活用し、**2040年までに化石燃料を使用しない方式に転換**。
- ・園芸分野において、**2035年までに廃プラスチックのリサイクル率を100%に引き上げ**。
このほか、吸収源対策として、**2030年までに、農地・草地におけるCO₂吸収量を倍増**。

1 施設園芸の化石燃料からの脱却・廃プラリサイクル

これまでの化石燃料に依存した園芸から脱却して、バイオマスや廃熱などを活用したゼロエミッション型施設を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- 暖房器具
・高速加温型ヒートポンプ
- ・自然冷熱や産業廃熱等の超高効率な蓄熱・移送技術
- ・バイオマスを活用した加温装置や蓄熱装置の精密な放熱制御技術
- プラ
・透過性が高く温室に活用できる太陽光発電システム
- ・耐久性の高い生分解性フィルム（マルチに加え、施設で使用可）



目標達成に向けた環境・体制整備

- 暖房器具
・新技術の低コスト化に向けた現場実証
- ・補助事業におけるハイブリッド施設やゼロエミッション型施設の優遇からスタートして最終的には化石燃料を使用する施設を対象外にするなどとして誘導
- ・廃プラペレットや木質バイオマス等の熱源安定供給体制の確立
- ・廃熱発生工場等で発生する廃熱とCO₂を利用することにより、園芸施設における化石燃料の使用削減とCO₂の有効活用を推進
- ・最終的には農業用A重油の免税・還付措置の廃止
- プラ
・太陽光発電システムや生分解性フィルムの現場実証

2 農機の電化・水素化・脱炭素燃料化

新たに販売される主要な農業機械について、蓄電池・燃料電池、水素燃料・合成燃料等のイノベーションや作業体系そのものの見直しにより、ゼロエミッション化を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- ・蓄電池・燃料電池の小型化・強靱化・低価格化
〔現在の蓄電池は、13馬力1時間作業可で、160kg・260万円（試算）
→ 無充電1日作業可・農機に搭載可能な大きさ・経済的な価格〕
- ・水素燃料・脱炭素燃料の開発
〔脱炭素燃料：生物由来のバイオ燃料や、CO₂と水素から作られるe-fuel〕
- ・電力等に対応した農機・作業機の開発
〔上記動力に対応した農業機械の構造の構築等〕
- ・超小型農機の開発と作業体系の確立
〔化石燃料を使用する中大型機械体系から電力駆動する超小型機械体系への転換等〕

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・補助事業における電動農機等の優遇からスタートして、最終的には化石燃料を使用する農機を対象外にするなどとして誘導
- ・充電施設等の整備（事務所・ほ場周辺等、営農型太陽光発電とも連携）
- ・蓄電池等の充電・交換・シェアリング等のサービス体制の整備

みどりの食料システム法に基づく認定制度の全体像

基本方針（農林水産大臣）

協議 ↑ ↓ 同意（農林水産大臣）

基本計画（都道府県・市町村）

特定区域内

申請 ↑ ↓ 認定（都道府県）

申請 ↑ ↓ 計画認定（都道府県）
協定認可（市町村）

申請 ↑ ↓ 認定（農林水産大臣+事業所管大臣）

環境負荷低減に取り組む生産者

環境負荷低減事業活動実施計画

生産者の**環境負荷低減**を図る取組に関する計画

【取組類型】 ※③～⑦は告示

- ①土づくり+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ②温室効果ガス削減
- ③水耕栽培+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ④窒素・リンの流出抑制に資する飼料給与等
- ⑤バイオ炭の農地施用
- ⑥**プラスチックゴミの排出等抑制**
- ⑦化学肥料・化学農薬の使用低減+生物多様性

【支援措置】

- 必要な設備等への**無利子・低利融資**
(農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等)
- **みどり投資促進税制**による特別償却
(化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に限定)

特定区域内

特定環境負荷低減事業活動実施計画

地域ぐるみ（原則複数の生産者）で行う**先進的な取組**に関する計画

【取組類型】 ※告示

- ①有機農業による生産活動
- ②廃熱等地域資源活用による温室効果ガス削減
- ③先端技術の活用による環境負荷の低減

【支援措置】

- 左記の融資・税制措置に加えて、
- **行政手続のワンストップ化**
(農地利用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)

特定区域内

有機農業の栽培管理協定

地域の農業者による**栽培管理の取決め**（協定）
【効果】協定の**承継効**、農用地区域への編入要請

新技術の提供等を行う事業者

基盤確立事業実施計画

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、**機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組**に関する計画

【取組類型】

- ①**先端技術の研究開発・実証**
- ②新品種の育成
- ③機械又は**資材の生産・販売**
- ④機械のリース・レンタル
- ⑤新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥流通の合理化

【支援措置】

- 必要な設備等への**低利融資**
(食品等持続的供給促進資金※、新事業活動促進資金)
- **みどり投資促進税制**による特別償却
(化学肥料・化学農薬に代替する資材の供給に限定)
- **行政手続のワンストップ化**
(農地利用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)
- 病虫害抵抗性に優れた**品種開発の促進**
(出願料・登録料の額を3/4軽減)

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）
告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○全都道府県で計32,000以上の経営体を認定

○34道府県83区域で特定区域を設定

特定計画が7県10区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が 茨城県常陸大宮市で締結

（令和8年1月末時点又は2月末時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○102の事業者を認定（令和8年2月末時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減
などに取り組む農業者の認定制度がスタートしています!

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

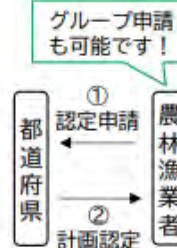
今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、
令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和7年4月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます!

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>

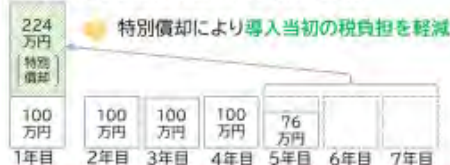


税制対象一覧
はこちら



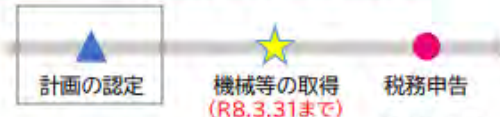
特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



- ✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます!

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください!

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)

<対策のポイント>

プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）に係る動向を踏まえつつ、プラスチックの更なる排出抑制・適正回収・リサイクル等に向け、①プラスチックの排出抑制等に係る農業分野における中長期的な行動計画を整理するための検討会を開催するとともに、②プラスチック代替資材の実用化の推進や、③農業由来の廃プラスチック対策のモデルとなる地域の形成を支援します。

<事業目標>

プラスチック廃棄物の排出の抑制

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 排出抑制・循環利用に向けた農業分野の対策の推進

プラスチック汚染に関する条約に係る動向を踏まえ、民間団体等に委託して、プラスチック排出抑制・適正回収・リサイクル等に係る農業分野における中長期的な行動計画を整理するための検討会や調査を行います。

2. プラスチック代替資材実用化推進事業

民間団体等が行う、紙・生分解性プラスチック等を使用したプラスチック代替資材の現場実証や情報発信等によるプラスチックの排出抑制の取組を支援します。

① プラスチック代替資材の実用化

生分解性の分析、実用化に向けた農業生産現場での実証、有識者等の意見を踏まえた検討等

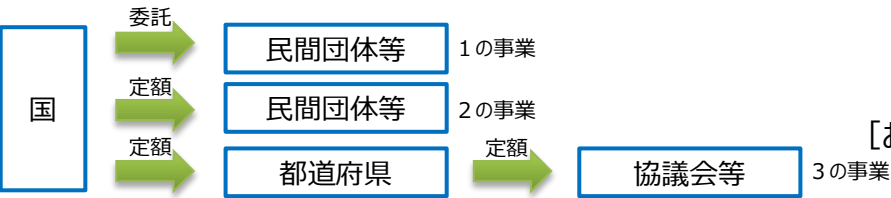
② プラスチック代替資材の普及のための情報発信

マルチ等の農業資材の情報を収集し、プラスチック代替資材の利点等の情報を発信

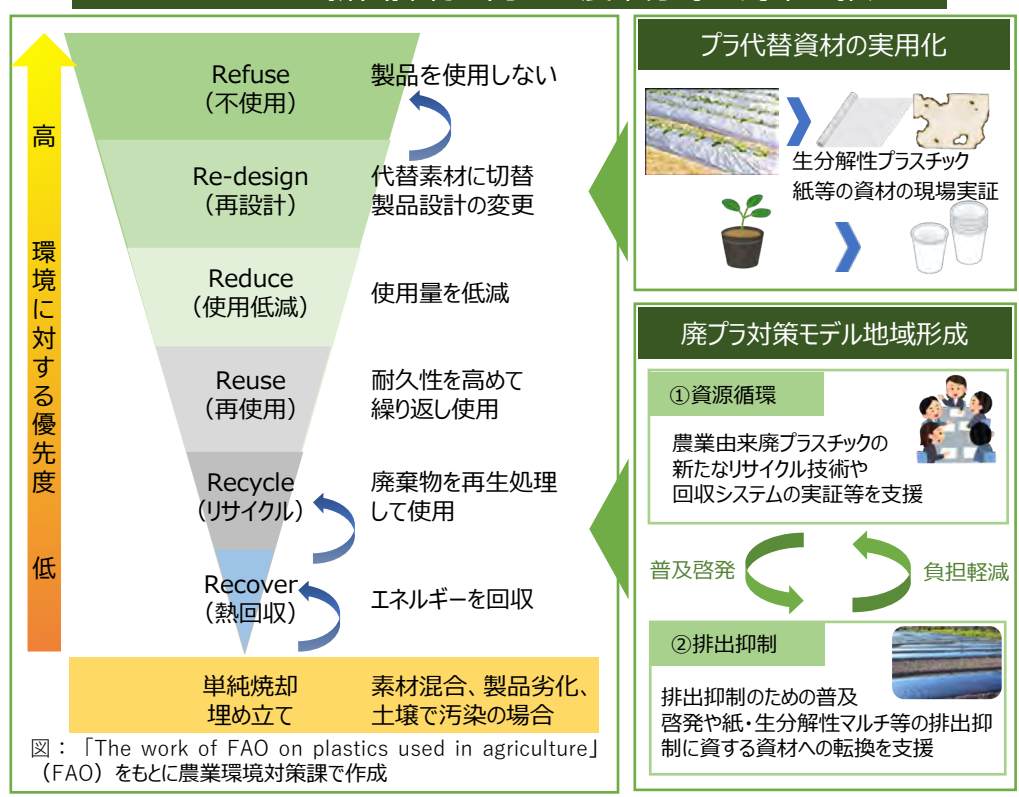
3. 農業由来の廃プラスチック対策モデル地域形成事業（交付金）

農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域をつくるため、都道府県協議会・市町村協議会等が行う、農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う排出抑制のための普及啓発や紙・生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組を支援します。

<事業の流れ>



プラスチックの排出抑制に向けた農業分野の対策の推進



【お問い合わせ先】

(1、2の事業)

農産局農業環境対策課

(03-3502-5956)

(3の事業)

園芸作物課

(03-3593-6496)

令和7年度補正予算

農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち

農業由来の廃プラスチック対策 モデル地域形成事業

令和8年1月

農林水産省農産局農業環境対策課

農林水産省農産局園芸作物課

事業概要

- 新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う排出抑制のための普及啓発や紙・生分解性マルチの排出抑制に資する資材への転換の取組を支援
- 廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出す「農業由来の廃プラスチック対策モデル地域」を形成

事業内容

(1) 推進会議の開催

(2) 課題解決に向けた実証等

① 農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術の実証 上限：800万円

- ・新たなリサイクル（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）の技術の実証

② 農業由来の廃プラスチックの回収システムの実証 上限：150万円

- ・広域運搬処理等の処理方法の実証
- ・電子マニフェストの導入等による協議会の事務負担軽減等に向けた実証
- ・複数協議会で連携した回収体制の実証 等

③ 排出抑制に資する資材への転換 拡充

- ・紙・生分解性マルチといった排出抑制に資する資材への転換 等

④ 排出抑制のための普及啓発

- ・紙・生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材の広報、セミナー開催 等

上限：300万円

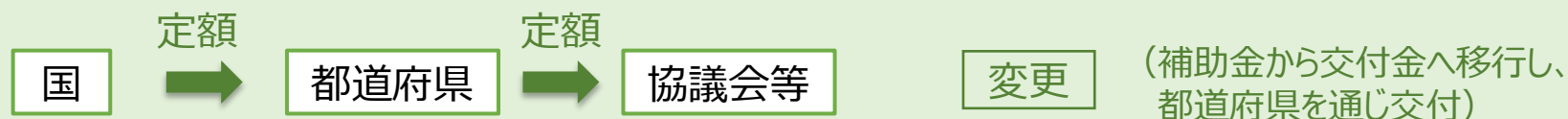
※ (1) 及び (2) ①又は②のいずれかの取組を必須

事業実施主体、交付金

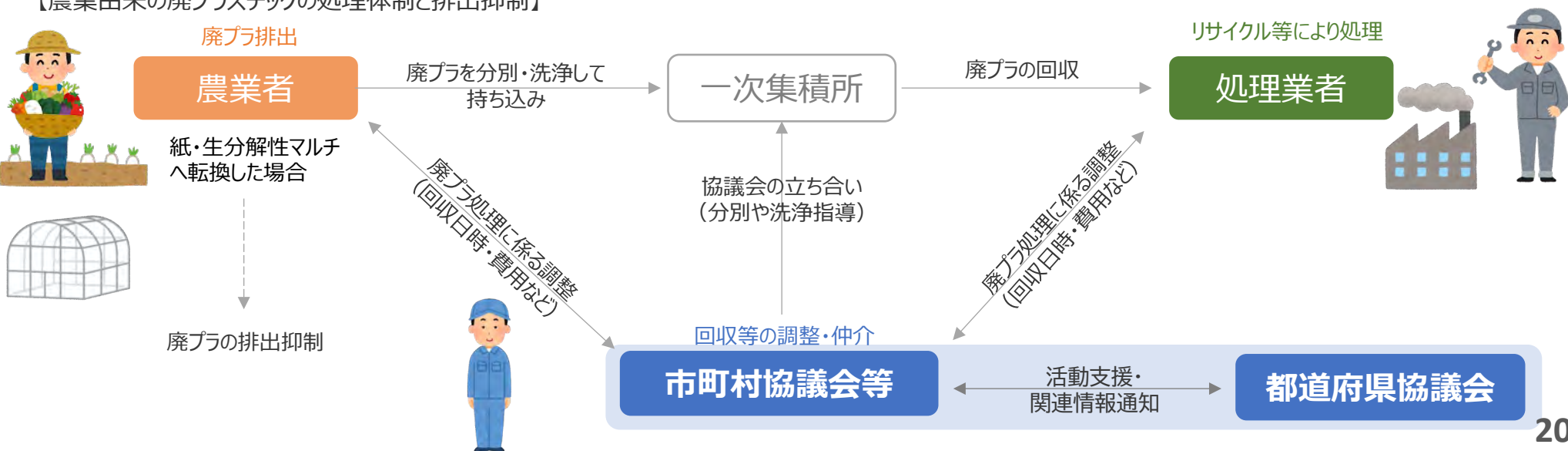
事業実施主体

- ア 都道府県又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる都道府県協議会
- イ 市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会
- ウ ア、イ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は資材製造・販売事業者が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会
- エ 地域において実際に農業由来の廃プラスチック回収作業に携わった実績のある又は事業実施以降継続して携わる予定の農業協同組合、農業協同組合連合会、資材製造・販売事業者

交付金



【農業由来の廃プラスチックの処理体制と排出抑制】



【メニュー①】新たなリサイクル技術の実証

本メニューの目的

農業由来廃プラスチックの適正処理において、**資源循環利用に資する新たなリサイクル技術（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）**が出てきている中で、実証により、**協議会の既存の処理方法からの転換**の可能性について検討する。

取組内容

推進会議の開催

- 実証内容の検討
- 実証先（リサイクル事業者）の選定
- 実証後の成果・課題等のまとめ 等



試行的な取組

- 新たなリサイクル方法（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）の実証 等



交付対象となる費用

- 推進会議開催にかかる費用
- 実証先への調査旅費
- 実証にかかる廃棄物運搬費、処理費
- 実証結果の分析費 等



試行的な取組事例

(株)レゾナック 川崎工場(神奈川県)での廃農ポリのケミカルリサイクル処理(ガス化)の実現性を検討するため、関東圏の協議会からの運搬・処理を実証中。



(株)レゾナック 川崎工場

【メニュー②】回収システムの実証

本メニューの目的

協議会の回収負担の軽減や処理料金の低減等により適正処理を加速化するため、電子マニフェストの導入や広域運搬処理の実証を行う。

取組内容

推進会議の開催

(他のメニューと併せての開催も可)

- 実証内容の検討
- 実証後の成果・課題等のまとめ 等



試行的な取組

- 電子マニフェストの導入実証
- 広域運搬処理の実証 等



交付対象となる費用

- 推進会議開催にかかる費用
- 実証（電子マニフェスト導入、広域運搬処理）にかかる費用
- 実証結果の分析費
- 他協議会への視察費 等



電子マニフェストの導入事例

静岡県内の一部地域において、JAが令和4年度から導入。保管の手間や紛失リスクが解消され、処理量等の把握もデータ化によって大幅に省力化され、導入効果を実感している。

(国内で利用されている電子マニフェストのシステムは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）を通じて運用)



広域運搬処理の取組事例

栃木県内の一部地域において、排出された廃農ビは県内で中間処理（圧縮梱包）後、高知県の最終処理業者へ運搬、再生処理されている。

【メニュー③】排出抑制に資する資材への転換

本メニューの目的

回収及びリサイクルに当たって問題となっている土等の汚れのある農業生産資材について、排出抑制に資する紙マルチ又は生分解性マルチへ転換し、農業由来の廃プラスチック対策における効果を検証する。

取組内容

推進会議の開催（協議会）

（他のメニューと併せての開催も可）

- 転換後の廃プラスチック対策における効果の測定方法の検討
- 効果のとりまとめ・検証



プラスチック資材から排出抑制に資する資材への転換（農業者向け）

- ポリマルチから、紙・生分解性マルチへ転換
- 回収物に占める土等の汚れが減ることによる協議会や事業者の作業時間、費用等の変動の計測



交付対象となる費用

- 紙・生分解性マルチへの転換に必要な費用（資材費はポリマルチと紙・生分解性マルチの価格差の1/2相当にあたる、交付等要綱に定める助成単価により算定すること。）
- 事務処理に必要な人件費 等



廃プラスチック対策における効果の例

- 回収物の選別や洗浄の指導の労力が低減（協議会）
- 機械等による洗浄処理の費用が低減（リサイクル事業者）
- 運搬効率の向上（回収事業者）



汚れたマルチ
（茶色の部分が土）

【メニュー④】排出抑制のための普及啓発

本メニューの目的

農業由来の廃プラスチックの排出抑制を推進するため、排出抑制に資する資材等に関する農業者向けの広報、セミナー開催等による**普及啓発**を行う。

取組内容

推進会議の開催（協議会内）

（他のメニューと併せての開催も可）

- 技術普及員等の有識者を招へいし普及方法の検討
- 今後の普及方針の検討
（推進する品目、部会、生産者等の検討）



広報、セミナー開催等による普及啓発 （農業者向け）

- 紙・生分解性プラスチック等のマルチやポット等の排出抑制に資する資材について、
- チラシ等を作成し広報を実施
 - 資材メーカー等の有識者を招へいしての研修会の開催
 - 優良事例調査（視察等）



交付対象となる費用

- 優良な取組を行う地域への視察費
- 推進会議・研修会に有識者を招へいする費用
- チラシ作成や広報にかかる費用
- セミナー開催等に必要な会場費 等



生分解性マルチ



セミナーの開催



チラシ等による広報

事業開始までの流れ

要望調査 国 ▶ 都道府県 ▶ 事業実施主体

事業要望 事業実施主体 ▶ 都道府県 ▶ 国

事業実施主体は、事業を活用して取り組みたい内容を産地の関係者と調整した上で事業実施計画書を作成し、都道府県に提出します。

予算配分・割当内示 国 ▶ 都道府県 ▶ 事業実施主体

国は、事業実施計画の内容等に応じてポイント付けし、予算の範囲内で、ポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、その金額等を都道府県に通知します。

交付申請 事業実施主体 ▶ 都道府県 ▶ 国

事業実施主体は、都道府県からの割当内示の通知後に、都道府県に指定された期日までに交付申請書を提出します。

交付決定 国 ▶ 都道府県 ▶ 事業実施主体

事業開始

事業実施主体は、都道府県からの交付決定の通知後に事業を開始することができます。

事業に関する問合せ先（農業由来の廃プラスチック対策モデル地域形成事業）

① 事業全般について知りたい

農林水産省 農産局 園芸作物課
花き産業・施設園芸振興室 施設園芸対策班

☎ 03-3593-6496（直通）

② 要望調査や事業申請について知りたい

事業を実施する都道府県にお問合せください。

③ 事業を活用して取り組みたいことがあるが、どこに相談すればいいのか分からない

まずは、お近くの都道府県の農業改良普及センター等や市町村にご相談ください。

④ 事業を実施するに当たって聞きたいことがある

事業を実施する都道府県を所管する地方農政局等にお問合せください。

北海道農政事務所

生産経営産業部 生産支援課

☎ 011-330-8807（直通）

北陸農政局

生産部 園芸特産課

☎ 076-232-4314（直通）

中国四国農政局

生産部 園芸特産課

☎ 086-224-9413（直通）

東北農政局

生産部 園芸特産課

☎ 022-263-1111（代表）

東海農政局

生産部 園芸特産課

☎ 052-223-4624（直通）

九州農政局

生産部 園芸特産課

☎ 096-300-6261（直通）

関東農政局

生産部 園芸特産課

☎ 048-740-0388（直通）

近畿農政局

生産部 園芸特産課

☎ 075-414-9023（直通）

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 生産振興課

☎ 098-866-1653（直通）